

鳥取県告示第236号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健部 健康医療局 医療指導課 各総合事務所  <u>東部福祉保健事務所</u>	一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健部 健康医療局 医療指導課 各総合事務所 <u>（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）</u>
調理師試験	〃	〃	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 各総合事務所  <u>東部生活環境事務所</u>	調理師試験	〃	〃	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課 各総合事務所 <u>（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）</u>
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	試験結果の通知日から1月間	生活環境部 <u>緑豊かな自然課</u> 各総合事務	狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	試験結果の通知日から1月間	生活環境部 <u>公園自然課</u> 各総合事務

			所  <u>東部生活環境事務所</u>
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	"	生活環境部 くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所  <u>東部生活環境事務所</u>
略			
<u>産業人材育成センター</u> 入校選考試験のうち <u>倉吉校</u> に係るもの	科目別得点、総合得点及び順位	"	<u>産業人材育成センター</u> <u>倉吉校</u>
<u>産業人材育成センター</u> 入校選考試験のうち <u>米子校</u> に係るもの	"	"	<u>産業人材育成センター</u> <u>米子校</u>
略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	"	県土整備部 治山砂防課 各総合事務所 各 <u>県土整備事務所</u>
略			
略			

			所 <u>(八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)</u>
略			
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	"	生活環境部 くらしの安心局くらしの安心推進課 各総合事務所 <u>(八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。)</u>
略			
<u>高等技術専門校</u> 入校選考試験のうち <u>倉吉高等技術専門校</u> に係るもの	科目別得点、総合得点及び順位	"	<u>倉吉高等技術専門校</u>
<u>高等技術専門校</u> 入校選考試験のうち <u>米子高等技術専門校</u> に係るもの	"	"	<u>米子高等技術専門校</u>
略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	"	県土整備部 治山砂防課 各総合事務所
略			
略			